

いちい信用金庫は健全経営に徹しています

貸出金等の債権について、資産査定マニュアル等に基づき厳正、厳格に自己査定を行っております。さらに内部監査や外部監査(公認会計士による監査)を受け適正とされた金額を開示しております。

不良債権として開示しているものすべてが、必ずしも損失に繋がるものではありません。それらの債権については担保および確実な保証により保全されているほか、定められた方法による必要な引当金をすべて計上しており、万全な体制となっております。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,203	5,642
危険債権	17,447	15,965
要管理債権	756	656
三月以上延滞債権	117	67
貸出条件緩和債権	639	589
小計(A)	24,407	22,264
保 全 額(B)	22,249	19,948
個別貸倒引当金(C)	4,609	4,363
一般貸倒引当金(D)	71	61
担保・保証等(E)	17,568	15,522
保全率 (B)／(A)(%)	91.15	89.59
引当率((C)+(D))／((A)-(E)) (%)	68.44	65.64
正常債権(F)	429,553	434,102
総与信残高(A)+(F)	453,960	456,366

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

不良債権比率の状況（金融再生法）

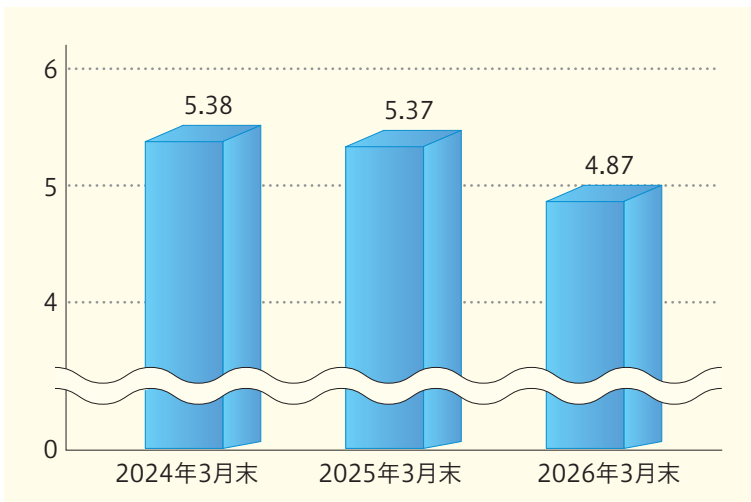
（単位：％）

区 分	2024年3月末	2025年3月末	2026年3月末
不良債権比率	5.38	5.37	4.87

（注）1. 2026年3月末の金融再生法に定める開示債権額のうち、不良債権は22,264百万円となり、全体に占める割合（不良債権比率）は4.87%となっております。

2. 不良債権比率＝
$$\frac{\text{破産更正債権およびこれらに準ずる債権} + \text{危険債権} + \text{要管理債権}}{\text{総与信額}}$$

（単位：％）



●金融再生法に定める開示債権の保全状況に関する補足説明

- ・ 小計(A)-保全額(B)=差額2,316百万円は、基準上引当を必要としない額であります。
- ・ 貸借対照表では貸倒引当金として、表の4,425百万円の他一般貸倒引当金を含む、5,239百万円を計上しております。
- ・ 基準上引当を必要としない額2,316百万円は、回収を見込んでおりますが、仮に一部が回収困難となったとしてもその額は特別積立金等(剰余金処分後)46,103百万円からみて僅かであり、資産の健全性を十分に確保しております(下図参照)。

